明治二十五年三月三十一日　第三種郵便物認可

（法附則第七条の三第二項又は平成十六年改正法附則第二十一条第一項の届出）

第六条の四　法附則第七条の三第二項又は平成十六年改正法附則第二十一条第一項の規定による届出は、次に掲げる事項を記載した届書を機構に提出することによって行わなければならない。

一～三　（略）

四　個人番号又は基礎年金番号

五　（略）

2　前項の届書には、次に掲げる書類を添えなければならない。

一　前項の規定により同項の届書に基礎年金番号を記載する者にあつては、国民年金手帳その他の基礎年金番号を明らかにすることができる書類

二　（略）

（氏名変更の届出）

第七条　法第十二条第一項の規定による被保険者（第二号被保険者及び厚生労働大臣が住民基本台帳法第三十条の九の規定により機構保存本人確認情報の提供を受けることができる者を除く。）の氏名の変更の届出は、当該事実があつた日から十四日以内に、次に掲げる事項を記載した届書を市町村長に提出することによって行わなければならない。

一　変更前及び変更後の氏名並びに変更の年月日並びに生年月日

二　（略）

三　個人番号又は基礎年金番号

四　（略）

五　配偶者の個人番号又は基礎年金番号

3　前項の届書には、次に掲げる書類を添えなければならない。

一　前項の規定により同項の届書に基礎年金番号を記載する者にあつては、国民年金手帳その他の基礎年金番号を明らかにすることができる書類

二　日本国籍を有しない者（厚生労働大臣が住民基本台帳法第三十条の九の規定により機構保存本人確認情報の提供を受けることができる者を除く。）にあつては、ローマ字により氏名を表記した書類

（住所変更の届出）

第八条　法第十二条第一項の規定による被保険者（第二号被保険者及び厚生労働大臣が住民基本台帳法第三十条の九の規定により機構保存本人確認情報の提供を受けることができる者を除く。）の住所の変更の届出は、当該事実があつた日から十四日以内に、次に掲げる事項を記載した届書を市町村長に提出することによって行わなければならない。この場合において、当該届書に基礎年金番号を記載するときは、当該届書に国民年金手帳その他の基礎年金番号を明らかにすることができる書類を添えなければならない。

（法附則第七条の三第二項又は平成十六年改正法附則第二十一条第一項の届出）

第六条の四　法附則第七条の三第二項又は平成十六年改正法附則第二十一条第一項の規定による届出は、次の各号に掲げる事項を記載した届書を機構に提出することによって行わなければならない。

一～三　（略）

四　基礎年金番号

五　（略）

2　前項の届書には、次の各号に掲げる書類を添えなければならない。

一　国民年金手帳

二　（略）

（氏名変更の届出）

第七条　法第十二条第一項の規定による被保険者（第二号被保険者を除く。）の氏名の変更の届出は、次の各号に掲げる事項を記載した届書に、国民年金手帳を添えて、当該事実があつた日から十四日以内に、これを市町村長に提出することによって行わなければならない。

一　変更前及び変更後の氏名並びに変更の年月日

二　（略）

三　基礎年金番号

四　（略）

五　配偶者の基礎年金番号

3　前項の届書には、次の各号に掲げる書類を添えなければならない。

一　国民年金手帳

二　ローマ字により氏名を表記した書類（第三号被保険者が日本国籍を有しない者である場合に限る。）

（住所変更の届出）

第八条　法第十二条第一項の規定による被保険者（第二号被保険者を除く。）の住所の変更の届出は、当該事実があつた日から十四日以内に、次の各号に掲げる事項を記載した届書に、国民年金手帳を添えて、これを市町村長に提出することによって行わなければならない。